

令和6年度 山梨県生活習慣病検診管理指導協議会 肺がん・登録評価部会

1 日 時 令和7年2月21日（金）午後6時30分～8時00分

2 場 所 オンライン開催

3 出席者（9人中9人出席）

長田委員（部会長）、近藤委員、溝部委員、副島委員

宮下委員（副部会長）、飯野委員、功刀委員、坂本委員、櫻井委員

4 次 第

1. 開会

2. 健康増進課長あいさつ

3. 議題

<報告事項>

（1）市町村のがん検診の状況について

① 各がんの登録状況からみた評価のまとめ

② 市町村の肺がん検診の状況

③ 肺がん検診の実施体制

（2）肺がん検診の統一運用について

<協議事項>

（3）市町村及び検診機関への対応案について

4. その他

5. 閉会

5 議事の概要

<報告事項>

議第（1）市町村のがん検診の状況について

- ・ 特段の意見なし

議題（2）肺がん検診の統一運用について

- ・ 精密検査医療機関の一覧は、紙媒体での配布が望ましいとの意見があった。
- ・ 精密検査医療機関の一覧をかかりつけ医から配布していただくにあたり、事務局から山梨県医師会推薦委員へ協力を依頼した。
- ・ 肺がんの精密検査医療機関の一覧について、山梨県立中央病院と山梨大学医学部附属病院の所属委員より両病院を掲載することも可能であるという意見があった。

<協議事項>

議題（3）市町村及び検診機関への対応案について

- ・ 市町村及び検診機関への対応案については、事務局案のとおり承認された。
- ・ 市町村の現状として、システムの標準化やマイナポータルとの連携といった部分への対応や要精検者の追跡についての課題が挙げられた。

6 発言の要旨

<報告事項>

議第（１）市町村のがん検診の状況について

（健康増進課より資料に沿って説明）

長田部会長：事務局から説明があったことについて何かあるか。

飯野委員：私は肺がんについてはあまり詳しくないが、肺がんの死亡率が2020年から少し下がっていることについて何か理由はあるか。

事務局：具体的な理由は把握できていない。また、山梨県においては人口が少なく、がん種ごとの罹患患者数も年によって増減があるため、長期的に見ていく必要があると考えている。

副島委員：肺がんの死亡率が改善されたのは、分子標的薬や免疫チェックポイント阻害薬といった新たな治療薬が出てきたことの影響と思われる。

事務局：現場の感覚としても肺がんで亡くなる方は減ったと感じておられるか。

副島委員：最終的には亡くなられてしまう方が多いが、生存の期間は明らかに長くなっている。

飯野委員：2020年頃からそういった薬が出てきたのか。

副島委員：分子標的薬は20年ほど前から出てきており、その恩恵を受けている方は非常に多い。また、免疫チェックポイント阻害薬もここ5年ほどでその効果の大きく出てきている。そのほか、遺伝子異常に対する様々な新薬が開発されている。

近藤委員：プロセス指標に関して、未受診と未把握はどのように区別して統計が取られているのか。

事務局：精密検査の受診の有無について、把握方法は主に2通りで、精密検査を行った医療機関から市町村に精検結果が報告される方法と、結果が報告されなかった方に対し市町村から直接連絡を取る方法がある。後者の方法の中で、連絡を取れないなど精密検査の受診の有無が把握できなかった場合が未把握となる。

近藤委員：未把握の方々に対するアプローチは市町村ごとに差はあるのか。

事務局：市町村によってアプローチの方法は異なるのが現状である。

議題（２）肺がん検診の統一運用について

（健康増進課より資料に沿って説明）

長田部会長：事務局から説明があったことについて何かあるか。

近藤委員：肺がんの精密検査医療機関一覧は今後ワーキンググループで作成するということでしょうか。

事務局：お見込みのとおり。

近藤委員：精密検査医療機関の一覧は要精検者の手元には渡っているのか。

事務局：県から市町村や検診機関に一覧を配布しており、市町村や検診機関から精密検査の案内をしていただく際に要精検者に渡していただくようお願いをしているところ。一定の活用はいただいていると認識している。また、かかりつけ医を通じた配布も検討しているところ。

近藤委員：配布にあたっては紙媒体での配布が一番望ましいと思うので、お願いしたい。

事務局：事務局から溝部委員にお聞きしたいが、精密検査医療機関の一覧を使ってかかりつけ医からも受診勧奨をお願いしたいと考えているところ、その点に関して医師会に御協力をいただくことは可能か。

溝部委員：非常に良い取り組みだと思うので、協力は可能かと思う。

事務局：実際に取り組むにあたっては、またご相談させていただく。

もう1点、副島委員にお聞きしたいが、胃がん・大腸がんの精密検査医療機関一覧には山梨県立中央病院と山梨大学医学部附属病院は掲載をしなかったが、その理由としては、地域の医療機関で精検を実施し、がんの疑いが高い患者の検査や治療に集中したいという病院側のご意向を踏まえた経緯がある。

この点について、肺がんについてはどの程度の段階で紹介を受けたいのか、現場としてのご意見をお伺いしたい。

副島委員：その点については、私も懸念をしていたところであり、検診で異常が見られた方でも、実際に肺がんという方は非常に少なくなるため、要精検となった方が全て大学や県立中央病院を受診されると、かなり先までお待たせしてしまう可能性はある。

一方で、呼吸器に関しては、県内に専門医のいる病院が比較的少ないこともあるので、一覧に掲載しないということも問題であると感じている。

県立中央病院の状況について、宮下委員いかがか。

宮下委員：私も副島委員のお考えと基本的に同じであるが、どちらかという一覧に掲載しないことのデメリットを懸念する考えが強い。

患者が受診機会を損なわず、正しく診断できるチャンスを活かすという意味では、一覧に掲載していただいた方がいいと考えている。

副島委員：現時点でも要精検者の8割の方が精密検査を受けているので、仮に増えるとしても2割と考えると、外来でもなんとか対応できるかと思う。宮下委員がおっしゃるように県立中央病院が掲載されとなれば、山梨大学でもそのように対応したい。

事務局：今後また制度が固まったところで、ご相談をさせていただきたい。

長田部会長：そのほか何かあるか。

坂本委員：笛吹市では、委託先の検診機関において要精検者の追跡をしていただいているが、検診機関で連絡が取れない方などについては、市の方から電話等で受診の確認をしているところ。

国民健康保険や後期高齢の医療保険の方は市でレセプトを確認できるので、いつ、どの医療機関を受診したか確認できるが、社会保険の方はレセプトの確認ができないので、基本的には本人の申し出に基づいて確認をしている。

ただ、中には受診日や結果を正確に覚えていない方もいる。例えば、本人が受診した医療機関に公文書等で結果を照会した場合に返信をいただくことは可能なのか。

事務局：基本的には検診結果は個人情報保護の範疇から外れるという認識だが、医療機関によっては答えていただけないところもあるというのは聞いている。

市町村から聞かれた場合には回答しても問題はないということや精密検査の結果を市町村がどのように使うのかをお伝えするとともに、医療機関が結果を報告しやすいようにすることも必要と考えている。

長田部会長：統一運用の仕組みの中で、責任を持って御協力いただける医療機関を登録していくべきだと思うので、その点皆さんにも御協力をいただきたい。

事務局：検診機関や精密検査医療機関において、統一運用についてしっかりご理解いただくことが重要なので、行政として説明をしていきたいと考えている。

<協議事項>

議題（３）市町村及び検診機関への対応案について

（健康増進課より資料に沿って説明）

長田部会長：事務局から説明があったことについて、まずは市町村の現状についてお話を伺いたいと思うが、昭和町の功刀委員いかがか。

功刀委員：精度管理については、対象者の管理や精検結果の入力など当町もなかなかできていない部分もあり、改善に向けて努力をしているところ。令和８年度に健康管理システムの標準化も予定されている中で、できる限りの対応を検討していく。また、チェックリストの状況について、各市町村の実際の声を聞けるとありがたい。

精密検査結果の未把握に関しては、要精検になる方の 95%以上が 70 代以上となっており、かかりつけ医に相談の上、未受診になっているケースや、連絡を取っても精検の詳細を記憶していないことが多く、検討が必要と考えている。

長田部会長：笛吹市の状況はどうか。

坂本委員：事務局の説明であった、検診機関が仕様書を作成し、市町村はそれを確認した上で選定をするといったことができていなかった。当市では、市で作成した仕様書に基づいて検診機関を選定しているので、今後庁内で検討をしたい。

精密検査受診のフォローに関しては、集団検診の場合は説明会や訪問等で直接相談に乗ることもできるが、人間ドックや個別検診の場合は検診機関によって結果の説明方法が面談や通知などバラバラなので、そのあたりも課題と感じている。

また、本市では、精密検査の結果は全て健康管理システムに入力しているが、今後マイナポータルとの連携によって住民が自分の精密検査結果を確認できるようになる中で、精密検査の受診日時等の必須情報を市町村が把握できないと、DX 化の進展を妨げるものにもなるので、その点も課題だと考えている。

事務局：事務局から補足させていただくと、市町村で使っている基幹システムの標準化を国が進めており、そのシステムの 1 つに検診結果等を管理する健康管理システムがある。先ほどの功刀委員のご発言は、現状システムの詳細が不明な中での対応検討は難しいので、システムが更新されたところで、改めて対応を検討していきたいという趣旨のご発言かと思われる。

また、坂本委員から仕様書のお話があったが、必ずしも検診機関が作成しなければならないわけではなく、市町村が作成し検診機関が確認する方法でも問題ない。重要なのは、市町村と検診機関が仕様書の内容について確認をした上で契約をしているかにある。なお、仕様書の中には担当医の氏名など、検診機関でしか記入できない項目もあるので、その点は検診機関の協力の上、作成をいただきたい。

事務局：市町村にお聞きしたいが、検診機関に要精検者の追跡について仕様書に記載しているのか。

坂本委員：笛吹市ではその旨仕様書に明記しており、結果をいつ報告してもらうかまで定めている。

功刀委員：昭和町も同様である。

長田部会長：そのほか特に意見がなければ、市町村及び検診機関への対応案については、事務局案のとおりでよろしいか。

（特に反対意見なし）

以上